

予防規程制定・変更認可申請書

1 内 容

政令で定められた製造所等において、危険物施設の災害防止及び災害発生時の対応を効果的に行うための保安基準（予防規程）を定めたとき又は変更したときに使用するものです。

【根拠条文 法第14条の2、危政令第37条、危規則第60条の2】

2 手続き

(1) 申請書を2部予防課危険物係に提出し、書類審査を受けます。

なお、事業所内の予防規程作成対象施設が2以上存在する事業所については、一括申請できます。

(2) 内容が適切であれば、認可書（申請書の1部に添付されます。）が交付されます。

3 提出時期

製造所等の予防規程の制定の認可を受けようとするとき、変更の認可を受けようとするとき。

4 添付資料等

事業所内の作成対象危険物施設が2以上存在する事業所にあつては、敷地内平面図（危険物施設の位置を示したもの）及び危険物施設一覧

5 予防規程を制定しなければならない危険物施設

予防規程を制定しなければならない危険物施設としては次のものが該当します。

対象となる危険物施設	貯蔵し又は取扱う危険物施設
製造所	指定数量の倍数が10以上
屋内貯蔵所	指定数量の倍数が150以上
屋外タンク貯蔵所	指定数量の倍数が200以上
屋外貯蔵所	指定数量の倍数が100以上
給油取扱所	屋外自家用給油取扱所以外のもの
移送取扱所	すべて
一般取扱所	指定数量の倍数が10以上(危険物を容器に詰め替えるものを除く)

法 → 消防法（昭和23年法律第186号）

危政令 → 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）

危規則 → 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

市危則 → 新都市危険物規制規則（平成17年規則第178号）